

四日市市告示第 2 1 2 号

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 3 0 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第 2 条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、<u>次の各号に掲げるものであって、主たる事業所（従業員総数の 2 分の 1 以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。）を市内に有し、かつ、市内において 1 年以上事業を営む法人又は個人とする。ただし、個人については、四日市公共職業安定所等の雇用保険適用事業所又は労働者災害補償保険適用事業主とする。</u></p> <p><u>(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）</u></p> <p><u>(2) 小規模企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）</u></p> <p><u>(3) その他市長が適当と認める団体</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第 2 条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、主たる事業所を市内に有し、かつ、市内において 1 年以上事業を営む <u>中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）、小規模企業者（中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）</u> <u>その他市長が適当と認める団体とする。</u></p>

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金については、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金については、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 不交付の理由

第5号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金の計画変更を承認したので、四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)